

徳島県情報公開審査会答申第217号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成29年5月15日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し「H〇〇.〇.〇付けの徳島新聞記事に関する〇〇に係る県が、業者に対して、転用申請と崩落防止策の指導及び搬入取りやめ指導と原状回復に関する添付書類（一時転用許可書～の伺い書類）」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成29年5月29日、実施機関は、本件請求に係る公文書については、「当該請求に係る文書が存在しない」ということを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成29年5月31日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

4 諮問

平成30年11月30日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

公開文書の中で、犯罪を犯した新聞記事と指導した資料を情報開示しているのに、協議した資料等がないとはおかしく、これらを隠す行為は、正に枉法行為そのものである。

第4 実施機関の説明要旨

農林水産政策課では、業者への指導等にあたり、業者への指導文書等は作成しておらず、指導を行った農地転用許可申請についても受理していないなど、本件請求に係る公文書の作成や取得は行っていないことから、条例第7条第2号の規定により公開請求を拒否したものである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成30年11月30日	諮問
令和3年11月15日	審議（第186回審査会）
同 年 12月16日	審議（第187回審査会）
令和4年1月14日	審議（第188回審査会）

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る公文書について

本件請求の請求内容にある「業者」とは、審査請求人が公文書公開請求書で引用している平成〇〇年〇月〇日の新聞記事の内容から、〇〇から土地造成工事を請け負った事業者（以下「本件事業者」という。）を指すものと解される。また、同新聞記事の内容から、本件事業者は、当該工事で発生する土石の仮置き場として農地転用許可を得ずに第三者の農地を使用していたことから、〇〇農業委員会（以下「〇農業委員会」という。）及び実施機関の農林水産政策課から一時転用の許可申請をすること、土石の搬入を停止すること及び崩落防止策をとることについて行政指導を受けていたことが認められる。

よって、本件請求の対象公文書は、本件事業者に対する上記の行政指導をした文書及び一時転用許可申請に関する文書と解するのが相当である。

2 本件対象文書の保有の有無について

実施機関の弁明書によると、本件事業者への指導等にあたり文書等は作成しておらず、本件事業者からの農地転用許可申請も受理していないとのことであるので、この点について検討する。

審査請求書に添付された実施機関の業務報告書によると、実施機関は平成〇〇年〇月〇日には現地において、〇〇日には電話で口頭により本件事業者に対して土石の搬入停止及び崩落防止措置について行政指導していたことが認められる。また、当審査

会が確認したところ、本件請求があった時点で、本件事業者及び転用農地所有者は、実施機関及び〇農業委員会の指導に従って一時転用の許可申請を〇農業委員会に行い、土石の搬入停止等の措置を行っていたことが認められる。よって、実施機関において、上記の口頭による行政指導だけで、これとは別に文書による行政指導を行っていなかったとしても特に不自然、不合理なところはないと認められる。

次に、農地転用許可申請の受理の有無については、審査請求書の提出時点でも、〇農業委員会で審査中であり、〇農業委員会から実施機関への申請がなされていないことが審査請求書に添付された新聞記事の写しに記載されていることから、申請を受理していないという実施機関の説明に間違いはないと認められる。

3 本件処分の妥当性

以上のことから、実施機関が本件請求に係る文書が存在しないことを理由として行った本件処分は、妥当であると判断する。

徳島県情報公開審査会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
大森 千夏	弁護士	
鎌谷 郁代	税理士	
喜多 三佳	四国大学経営情報学部 教授	会長
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	会長職務代理者
真鍋 直敬	弁護士	